

宇和島藩嘆願事件（1816～1818）

西予市・宇和島市

江戸時代の宇和島藩では、領内を10の組に分け、各組に代官を配置する十組支配が行われていた。被差別部落（以下「部落」）の人々は、年貢納入や宗門改など、行政的なことは庄屋の支配を受けていたが、死牛馬の処理や行刑役など、身分に関わることは頭の支配を受けていた。つまり、部落の人々は、庄屋と頭の二重支配を受けていたわけである。

当時の人々は、身分ごとに役が課せられていた。武士は軍役（城の修築等）を、百姓は夫役（河川や道路の修理等）を、町人は町人足役（城郭や堀の清掃等）を、部落の人々は行刑役（犯罪人の捜査や刑の執行等）などを負担していた。

この頃、部落の人々は、他の百姓と同じように農地を耕して年貢を庄屋に納めていたが、これに加え、御厩馬綱撫役が課せられ、それを頭に納めていた。
御厩馬綱撫役は、厩に必要な馬綱を、藩の求めに応じて頭より納入させたものである。頭は、毎年部落の人々から銀札で納めさせておき、必要に応じて馬綱を買い求めて藩に納入していた。

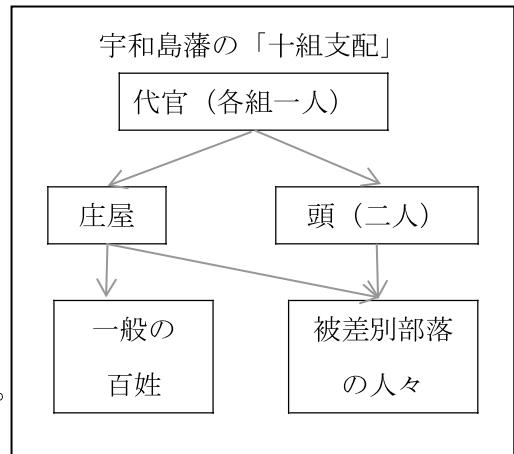
この事件の発端は、天明期（1780年代）に、頭が、1,000石について銀札2匁であった御厩馬綱撫役を一挙に10倍の銀札20匁に上げたことがある。このころ、藩への馬綱の納入は減少しており、頭が御厩馬綱撫役を引き上げたのは、明らかに私利私欲のためであった。

生活に困窮した部落の人々は、文化13（1816）年、経済的負担の軽減と頭支配の是正を求めてついに立ち上がった。部落の人々は、庄屋を通じて粘り強く嘆願するとともに、「百姓が田地家督を庄屋へ返上するように、自分たちは皮革関係の特権を頭へ返上して、その支配から離脱するしかない」との決意を述べて、要求の実現を藩に迫った。そして、それが受け入れられないと知ると、一揆を起こして自分たちの要求を実現しようとした。それに対し、藩は、庄屋を通じて部落の人々の嘆願書を受け取ることを条件に、一揆勢を解散させた。

この一連の事件を通して、藩は、部落の人々が求めた経済的負担の軽減を図るとともに、問題となつた頭を引退させた。しかし、身分制度の根幹に関わる頭支配の是正についてはついに認めなかつた。岡山藩で渋染一揆が起こる40年前の出来事である。



緒方惟吉の墓





緒方家

宇和島藩嘆願事件と渋染一揆を比較した場合、いくつか共通点を見いだすことができる。それは、「理不尽な扱いは許さない」という部落の人々の意識の高まりや、問題解決（差別撤回）を求めた行動力、藩との交渉にみられるしたたかさなどである。ただし、村役人を味方につけ藩と交渉した点では渋染一揆と異なっている。

本事件においては、庄屋と代官が部落の側に立って問題解決に働いている。その背景には、

村内の農事全般にわたって部落の人々が不可欠な存在になり、その社会的地位を向上させていたことがあげられる。部落の人々が困窮するという事態は、そのまま年貢の未納につながる可能性があり、村政を預かる庄屋にとっても一大事であった。

また、庄屋は「部落の人々に対する宗門改や他所出入りの世話、田畠耕作の面倒などをみてきたから、部落の人々は自発的に庄屋の支配を受けたいと願い出ている。今回の嘆願事件も、その信頼関係から申し出たことであり、また頭へ願い出れば手荒い扱いをされるので、私ども庄屋に申し出たのである」と述べており、普段から相互の信頼関係が築き上げられていたことがうかがえる。

宇和島藩嘆願事件において、部落からの嘆願を藩庁に取り次ぎ、二重支配を改めるよう郡奉行にかけあうなど重要な役割を果たしたのが、当時の野村組代官緒方惟吉これよしとその二男で庄屋の惟眞これざねであった。緒方家は、野村組の代官や庄屋を代々務めてきた家系で、のちに大審院長となる児島惟謙これかたゆかりの家としても知られている。児島惟謙は、彼の曾祖父惟次が惟吉の弟であったばかりでなく、彼自身もまた16歳から18歳にかけて緒方家に身を寄せ、酒造業を手伝いながら学問や武芸に励むなど、緒方家と深い関わりをもっていた。その頃、惟眞は既に隠居していたが存命であり、惟謙も惟眞から、宇和島藩嘆願事件についての話を聞かされた可能性がある。

惟謙は、明治14（1881）年、大審院（現在の最高裁判所）の判事時代に、部落差別に関わる祭礼事件の裁判を担当し、下級審の判決を覆して、被差別部落の人々を勝訴とする画期的な判決を下した。そこに、部落の人々のために尽力した緒方惟吉・惟眞親子との共通点を見いだすことができる。

[参考資料]

愛媛県高等学校教育研究会人権・同和教育部会 「会報」第41号

愛媛県教育委員会人権教育課 「同和問題学習資料集」

愛媛県史編纂委員会編 『愛媛県史 社会経済6 社会』

近代史文庫大阪研究会 『続愛媛部落史資料』

緒方眞澄 「文化十四年被差別者救済事件と児島惟謙の大審院判決(1)」

(西南四国歴史文化論叢「よど」創刊号)